

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

ハラスメント等に関する各種相談窓口の相談状況を分析し、男女公正な窓口を維持し、日頃からのコミュニケーションを大切に、相談件数を1年間で3件以内にする。

＜実施時期・取組内容＞

- ・ 2021年4月1日～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング
- ・ 2021年4月1日～ チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男女とも平均勤続年数を9年以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- ・ 2021年4月1日～ 採用選考基準や、その運用の見直しを実施する。
- ・ 2021年4月1日～ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
- ・ 2021年4月1日～ テレワーク等による柔軟な働き方の実現
- ・ 2021年4月1日～ 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
- ・ 2021年4月1日～ 管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向上に関する評価
- ・ 2021年4月1日～ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施

以上